

「社会的強要費目」…家庭内労働や余暇・文化生活の外部化・商品化によって、社会的になかば強要された負担（しばしば広告・宣伝によって消費が強要される。自動車等関係費、交際費、外食など）→低成長期に抑制

「社会的固定費目」…人間の存立に関わる「生活基盤」の確保のための負担（家賃、光熱費など）→低成長期に増大

例えば、食費（食材）から外食が切り離され、前者は「個人的再生産費目」、後者は「社会的強要費目」とされる。また、交通から自動車等関係費が切り離され、前者は「社会的固定費目」、後者は「社会的強要費目」とされる。

そこで主張は、多岐にわたるが、特に重要なものとして、以下の二つがあげられる。第一に、消費水準が低下した場合、「個人的再生産費目」（食費など）を切り詰めて対応するには限界があり、一定割合が「社会的強要費目」に割かれる、ということである。加えて、高度成長期以後の消費社会化によって、社会的強要費目を購入し、消費する社会的圧力が高まっていることもあげられる。第二に、低成長期以降、社会的固定費目の多くを占める公共料金が引き上げられ、家計への負担が高まっている、ということである。

以上のような認識のもと、マーケット・バスケット方式のもとで無理なく労働力の再生産が行えるような最低生活費の算定が試みられるのである⁵。

3. 貧困・剥奪・排除の内実／二つの「社会的強制」論間の対立：消費社会化をめぐって

以上の通り、洋の東西で類似の議論—消費が社会的に強制されることを前提に、その額を加味して最低生活水準を算出するアプローチーが必ずしも相互参照しない形で展開されたことは興味深いことである。しかしながら、そこでは消費社会をどうとらえるかをめぐって大きな対立が存在し、そのことが政策的インプリケーションの違いにつながっている。個々では、その対立の実相と、それがうまれた思想的背景について簡単に検討していくことにする。

(1)タウンゼントの階級社会論と消費社会論：社会学的議論

タウンゼントの相対的剥奪論は、ラウントリー的な絶対的貧困論へのアンチテーゼであり、社会が全体的に富裕化するにつれ、貧困線も底上げされることを示したものだといわれる。ただし、この主張には特定の文脈があることが指摘されなければならない。それはすなわち、階級間の分断というイギリス的な背景である。それは富める者と貧しい者との分断ということにもなるが、一方で、ある者が特定グループ内での生活しかせず、お互いの接触を持たなければ、剥奪はそれほど問題にならないかもしれない。

逆に言えば、全ての者が同一の「国民文化」に属している限りにおいて（=類似した効用関数を持つことによって）、剥奪は問題になりうる。それは単なる経済学的議論ではなく、社会学的な準拠集団論をもベースにしているのである。そして、彼も認識している通り、階級の分断を超える「国民文化」の形成は、消費社会化と情報社会化に依存しているのである。例えば、タウンゼントは、全国的な生活様式が形成されるメカニズムについての説明を行っている⁶。すなわち、「生活様式は、きわめて広く共有されている要素と、きわめて狭い範囲でしか共有されていない要素から成り立っている」。例えば「ある地方、地域社会、階級、民族集団、宗派や労働集団などに属する人々」の範囲内での生活様

⁵ 例えは、江口,英一・松崎,象太郎, 1992「80年代勤労者世帯生活の動向と『最低標準=最低基準生活費』国民生活研究 31(4),1~34 があげられる。

⁶ Townsend, Peter, 1974, "Poverty as Relative Deprivation" in Wedderburn, D. ed. "Poverty, Inequality and Class Structure" (=1977, 高山武志訳「相対的収奪としての貧困」『イギリスにおける貧困の論理』光生館, 19-54)

式がある。にもかかわらず、「マス・メディアは、人口のある広範な部分が採用することが適切であると感ずるような、各種の余暇の追求や育児の慣行、行儀作法、言葉などの一般化を促進する」⁷。

歴史的に見ると、福祉国家化は、階級間の分断への対応であった。19~20世紀の社会主义運動の広がりに対して、資本主義の枠内で階級や貧困の問題を軽減させるために、福祉国家のメンバーシップ（社会的市民権）の拡充が行われた。その裏付けになるのが普遍主義的なサービス供給である（=すべての者が同一のサービスを享受している限り、多少の負担の差があったとしても容認しうる）。

もっとも、必ずしも歴史は意図したとおりには進まなかった。第一に、福祉国家の施策がいまだに不十分で、貧困が存在していることが問題にされた⁸。第二に、福祉国家の拡充によって完全雇用が実現し、社会政策が拡充されたとしても、それだけでは階級分断が解消されるとは限らない。貧困・低所得は階級や人種による社会の分断と関連するが同一ではない。古典的な唯物弁証法・マルクス主義の用語でいえば、前者は下部構造=経済的な関係性の領域に属する問題であり、後者は上部構造=社会的な関係性の領域に属する問題である（社会的に構築された観念である）。下部構造が上部構造を規定するという前提に立てば、極端な貧困・低所得を解消すれば階級・人種による社会の分断も解消されることになる。しかし、人々の意識・文化のレベル（=上部構造）での分断は存在してきた。

タウンゼントは、マス・メディア=情報化が、「全国的生活様式」を生み出す可能性を指摘した。それは、消費社会化とも不可分である。情報化・消費社会化が進めば、もはや階級性や地方性に基づく絶対的差違が存在するというよりはよりは、同じ全国的生活様式を共有する均質な人々が、消費を通して絶対的ではない差違を表現しようとするであろう。例えば、自家用車が広く普及した社会において、人々は移動手段を購入しているだけでなく、デザインや車格などの差違を通してステータスを購入しようとするのである。すなわち、タウンゼントの文脈においては、消費社会化は階級分断を縮小する限りにおいて、評価に値する現象である。

しかし、このような社会では皆が持っている／享受しているものを持てない者は深刻な心理的ダメージを持つだろうし、新たな形での階級の形成につながりかねない。また、逆説的なことではあるが、階級・階層分断を緩和することを目指したはずの社会政策が、かえって階級・階層の形成を招く事態もありうる。エスピング・アンデルセンが問題にする、社会政策による「階層化」とは、まさにそれである⁹。イギリスの社会政策論において、再分配効果が落ちるにもかかわらず、所得保障や社会サービスにおいて、薄く広く給付する普遍主義のメリットが強調されてきたのは、すべての人が同じ制度を利用することによって、階級間の分断が弱まる、という判断があるからである。

したがって、タウンゼントの議論の前提にある「全国的生活様式」という概念は、厳然として存在している事実なのか、成立していることが期待される（=実際は成立していないかもしれない）ものなのか、必ずしも明瞭ではない面がある。

タウンゼントの剥奪指標は多岐にわたるが、その中には現代の日本人には奇異に映る指標もある。「過去4週間のうち親戚や友人を招かなかったもの」「子どもの誕生日パーティをしなかったもの」といったものは、「全国的生活様式」としつつも、事実上は、イギリスのミドルクラスの生活様式を反映した指標だからであろう。だからこそ、個々の剥奪指標が国民全体から支持されているか否かを問うアプローチ（合意水準アプローチ）が展開されたのである。

(2)日本：江口らの議論：窮乏化理論の現代的洗練と消費社会批判

以上で述べた生活の社会化論は、日本の文脈をきわめて強く刻印された議論である。第一に、マ

⁷ Townsend, 44-45.

⁸ Abel-Smith, Brian and Townsend, Peter, 1965 "The Poor and The Poorest: A New Analysis of the Ministry of Labour's Family Expenditure Surveys of 1953-54 and 1960", London: G. Bell & Sons Ltd.

⁹ Esping-Andersen, 1990, "Three Worlds of Welfare Capitalism", London: Polity Press.

ルクス経済学を後発工業国であるわが国の分析にいかにして利用できるかを明らかにするとともに、第二に、高度経済成長以降の一見豊かな社会において、いかにして労働者の窮乏化（貧困化）が進展しているといえるかを明らかにするところに目的があったといえる。

マルクス経済学のわが国の分析への適用について説明するにあたっては、戦前の日本資本主義論争とその戦後への遺産が何かということをまずは理解することから始めなければならない。いわゆる講座派の議論は、明治維新後の農民が、土地を喪失して都市の労働市場に流入したというよりは、小作農として農村に縛縛され、搾取される状況が続いてきた状況の解明を志してきた。例えば、その代表者である山田盛太郎は「経済外的強制」なる概念を提起している¹⁰。講座派の議論の影響力は強く、例えば大河内一男によれば、わが国の資本主義は「出稼型」であり、農村の過剰人口が都市に賃労働として流出するものの、不況になって賃労働需要が減ると農村に貢献する、という。いうまでもなく、このことは農民層分解が徹底して行われ、彼らが都市工業労働力になったという（そのことは工業化・都市化の原動力となるとともに、階級分化が生じることにもなった）イギリス的な資本主義の発達史とは違った過程となる。

このような認識のもとでは、わが国の近代化は不十分なものであり、「封建遺制」が残存することになる。戦後も、わが国の農村の「後進性」や、「二重構造」が繰り返し問題にされた。隅谷三喜男によれば、不況によって農村に還流する労働者は全体のごく一部であり、大部分の者（その多くは学歴や経済状況において不利な貧農の二・三男である）は都市の雑業層の中に組み込まれていくという¹¹。江口の「不安定階層」¹²論は、そのような人々を対象に、1960年代前後に発展されることになった。彼らは農村に戻ることもできず、資本家による搾取に対しては無力である。高度経済成長から取り残される過程を実証的に分析してきたものといえる。

このような前提のもとでは、高度経済成長も必ずしも歓迎すべきものとはとらえられなかった。江口や相沢の議論をまとめると、その理由は以下の通りになる¹³。第一に、高度経済成長は消費社会化と機を一にして実現されたものだが、それは広告・宣伝を通してアメリカ的な生活様式を広めることである。人々の欲望や余暇の過ごし方は、本来人々が自律的に決定するべきはずであるが、今や市場によって決定・介入されるようになった（＝消費の社会的強制）。

第二に、豊かな消費を享受するためには、人々は現金収入を確保しなければならない。農村においては兼業農家化、都市においては主婦のパート化が進むが、それは低賃金労働力の創出＝資本の搾取に寄与することにつながった。

第三に、人々が個人的な形で消費を享受する一方で、社会的共同的消費（各種の社会的インフラ整備など）の伸びは遅れがちであった。いわゆる革新自治体は、これらのアンバランスの是正を目指したものだが、石油危機後の不況をきっかけに退潮することになった。

第四に、新しい形態での労働者の窮乏化（貧困化）が進んでいる。それは「家計の硬直化」という形態を取る。すなわち、不況下では、人間の存立にかかわる「社会的固定費目」（光熱費など）が、受益者負担の論理の下で値上げされる一方、「社会的強要費目」の消費は文字通り強制されたままである。その結果として、「個人的再生産費目」（食費など）を切り下げたり、借金（ローン）によってかろうじて家計を維持する状況が生まれることになる。一見豊かな消費生活を享受しているように見えても、内実はきわめて脆弱である。

このような主張の核心にあるのは、戦後の消費社会化が悪である、という認識である。岩田正美は、

¹⁰ 山田盛太郎,1934[1977]『日本資本主義分析』, 岩波書店。

¹¹ 隅谷三喜男, 1960 「日本資本主義と労働市場」東畠精一編『農村過剰人口論』日本評論新社, 105.

¹² 不安定階層とは、「ある原因が加わると、きわめて短時間に、いわば直線的に被保護世帯として保護金品を受けないと、自立的生活がいとなめなくなるような窮屈した状態におちいっている」層のことである。

¹³ 江口・相沢編、前掲書

現代の貧困は消費社会における貧困だから、「必要」の確定と家族の共同性の建て直しによって対応しなければならない、とする¹⁴。これはすなわち、消費の自律性を回復しなければならないとする主張である。加えて、わが国の生活保護に目を転ずれば、都市－農村の格差が今なお残存していることも重要である。最低賃金と同様、保護基準においては、いまなお地域間格差＝級地間格差が残存している¹⁵。認められる消費水準を決定する上では（＝財産の保有基準等）、一般的な「国民文化」というものが想定されているのではなく、「当該地域での均衡」という基準があり、その地域で70%程度の保有率があることを条件に保有が認められることになる。加えて、実態はともかくとして、家族の扶養が期待されており、保護の補足性が強く要求される面もある。

（3）まとめ

以上のように、消費の社会的強制論は、イギリスと日本とで解釈が正反対となる。イギリス的な強制論は階級社会の残存という認識を背景に、消費社会化が階級社会の解消を進める上で望ましいものとしてとらえる。したがって、福祉国家化の進行、特に完全雇用の保障による人々の購買力の確保（＝消費の前提である）と、普遍主義的な社会政策が重要となる。後者は社会政策による階級形成作用を緩和するために不可欠である。

これに対して日本の強制論は、日本の「後進性」という認識を背景に、消費社会化が労働者の窮乏化を進める望ましくないものとしてとらえる（低賃金労働力の創出＝兼業農家化、主婦パート化）。したがって、低賃金労働力を生み出すような資本主義経済の変革や（それはインフラの整備などとも重なる）、消費における自律性の確保が求められることになる。

もっとも、消費社会化を資本による榨取や日本社会の封建制の残存と結びつける、このような議論は物事の一面をとらえたに過ぎないようにも思われる。たとえば、自家用車の普及は消費社会化を示す現象の一つである。確かにその普及は公共交通機関の衰退を招くこともあり、低所得者や交通弱者にとっては大きな負担となる。その一方で、自動車工業や機械工業は、今日の工業生産の基礎であるとともに、雇用などの形で広い裾野を持つ。消費の縮小は、経済の縮小と隣り合わせでもある。

したがって、社会的文脈が消費社会化をめぐる認識の違いを生んでいるということや、消費社会化的流れを逆転させることができないことを確認した上で、低所得層と被保護層との間の社会生活・消費生活上に、どのような相違や社会的な強制が存在するかを明らかにするとともに、生活保護を受けることが、一般の人々と質的な意味での断絶・分断を生んでいないかどうか検証することが必要である。

4. 分析

＜データについて＞

厚生労働省社会局保護課のご好意により、以下の二つについて、2001年度に実施したものを再分析することが可能になった（その結果は社会生活に関する調査検討会「結果報告書」としてまとめられている）。

- ・社会保障生計調査（本稿では「生計調査」と略す。毎年実施）
- ・社会生活に関する調査（本稿では「生活調査」と略す。2001年に一回だけ実施）

それぞれについて「家計簿」（生活保護受給世帯）と「生計簿」（第1・5分位（低所得世帯））の調査が実施されており、生活保護世帯と低所得世帯（ワーキング・プアを含む）の生活実態の違いについて比較検討することが可能になる。

¹⁴ 岩田正美、1991『消費社会の家族と生活問題』培風館。

¹⁵ 昭和20年代に生活保護基準が抑制された背景には、その時期に農村部の生活保護基準が高すぎる、とする議論があったためである。小山進次郎において、生活保護基準の地域間格差は「物価差」である、としていたが、その後の社会調査において、「生活様式の違い」が確認されたことを根拠に、地域間格差が広げられたのである。

生計調査のデータは2001年度時点の家計に関する情報を中心とするのに対し、生活調査は、ストックの保有状況、行動様式についての情報を中心とする。このため、両データの突合（マッチング）を行うことにより、例えば、生計調査を通して、食費やその内訳について把握できるが、生活調査によって、食事をめぐるさまざまな行動・意識（栄養バランスへの配慮、献立数の多さ、外食の頻度等）についても把握することが可能になる。

(1)社会的強制論の枠組で支出を組み替えるとどうなるか

（表1-3=論文末に挿入）

ここでは、2001年度の家計調査（表1=参考）、社会保障生計調査（家計簿、表2）、社会保障生計調査（生計簿、表3）の各支出費目を、「個人的再生産費目」「社会的強要費目」「社会的固定費目」のカテゴリーに当てはめることにする。表2の家計簿データ（被保護世帯）をみると、生活保護費は非課税であることから、「非消費支出」はきわめて少ないことがわかる。これに対して、原則として自動車の保有が認められていない、などの理由から、「Ⅱ社会的強要費目」が2割台後半にとどまっている。これは、法律・通達・ケースワーカーによる指導という形の「強要」を受けることから、保護世帯は黒字家計である。このことは身の丈にあった消費生活を送る（送らざるを得ない）ということであるが、その反面、交際費など、社会とのつながりを弱める、ということでもあり、保護を受けることが一種の社会的排除となりうることを示唆している。

これに対して表3の生計簿データ（低所得世帯）をみると、「Ⅱ社会的強要費目」が消費支出の4割を占めている。また、高齢者世帯、傷病・障害者世帯は貯金を取り崩している（赤字家計）。

次に、母子世帯同士を生計簿一家計簿と比較しよう。世帯人員（生計簿：2.65（消費単位2.13）一家計簿：2.99（消費単位2.28））と消費支出（生計簿168635一家計簿203448）とを考え合わせると、比較すると、家計簿世帯（被保護世帯）の方が家計にゆとりがあることがわかる。逆に税・社会保障負担が生計簿世帯（低所得世帯）に重くのしかかっており、食費を削ってでも「社会的強要費目」を捻出し、社会とのつながりを保とうとしているのである。

(2)家計の黒字と赤字に関する分析

消費の社会的強制論の中では、被保護世帯はケースワーカーの指導等の結果として赤字が許されない一方、低所得世帯は借金＝赤字によってかろうじて生活している、という議論が登場する。そこでここでは、家計の黒字・赤字の判別基準を「実収入－実支出」とし、生計簿・家計簿のそれぞれを分析する。確かに調査報告書で既に明らかにされている通り、赤字世帯の絶対数は生計簿>家計簿となる。

表4 赤字世帯の割合

生計簿	高齢者世帯(176)	29.0%
家計簿	高齢者世帯(204)	15.2%
母子世帯(82)	31.7%	
障害・傷病者世帯(17)	35.3%	
その他世帯(486)	32.1%	
合計(761)	31.4%	
母子世帯(111)	7.2%	
障害者世帯(48)	29.2%	
傷病者世帯(98)	21.4%	
その他世帯(59)	16.9%	
合計(520)	16.2%	

低所得世帯、被保護世帯のそれぞれにおいて、黒字・赤字を分ける要因は何だろうか。ここでは、世帯類型・世帯人員数・級地・居住形態・世帯主の年齢・世帯主の性別・就労形態・健康状態（本人・家族）の各変数を投入したロジスティック回帰分析を行った。

生計簿（低所得世帯）について見ると、家計が黒字になるオッズ比は、その他世帯に比べて高齢者世帯が0.394倍、1級地-1（大都市）に比べて1級地-2（大都市周辺部）が0.530倍、2級地-1（中程度の都市）が0.431倍、持ち家に比べて賃貸住宅が0.547倍、家族が健康な場合はそうでない場合に比べて1.737倍である。住宅費は持ち家の場合ローン負担があるかどうかによって変わってくるとはいえ、低所得者世帯にとって家賃負担の問題は無視できない問題であるといえよう。また、大都市に比べて大都市周辺部や中程度の都市の方が赤字になりやすいことは非常に興味深い。

家計簿（被保護世帯）について見ると、家計が黒字になるオッズ比は、その他世帯に比べて母子世帯が8.897倍、（関連は弱いものの）70代以上に比べて40代は0.216倍となっている。生活保護を受給する母子世帯が黒字になりやすいということは興味深い。調査時点において母子加算が行われていたこと、保護世帯であるがゆえに保有=支出が事実上禁じられている品目があること、の二つの要因を考えよう。

表5 家計（黒字=1、赤字=0）に関するロジスティック回帰分析

		生計簿世帯		家計簿世帯	
		回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
世帯類型	高齢者	-0.932*	0.394	-0.512	0.599
	母子	-0.782	0.458	2.186**	8.897
	障害・傷病	-0.024	0.976	-0.051	0.950
	(その他)	(基準)		(基準)	
世帯人員	1人以上の連続値	-0.161	0.852	0.368	1.445
性別	(男=1)	-0.243	0.785	0.229	1.760
級地	(1-1)	(基準)		(基準)	
	1-2	-0.635*	0.530	0.643	1.902
	2-1	-0.841**	0.431	0.697	2.007
	2-2	-1.039	0.354	1.328	3.774
	3-1	-4.77	0.620	0.496	1.642
	3-2	度数なし	度数なし	-0.186	0.831
居住形態	(持ち家)	(基準)		(基準)	
	公営住宅	-0.086	0.917	-0.154	0.857
	賃貸住宅	-0.604*	0.547	-0.020	0.980
世帯主の年齢	20代	0.820	2.271	16.798	1.973E7
	30代	0.710	2.034	-1.317	0.268
	40代	0.138	1.148	-1.534+	0.216
	50代	-0.318	0.728	-1.174	0.309
	60代	-0.372	0.690	-1.220*	0.295
	(70代以上)	(基準)		(基準)	
就労形態	正規就労	-0.059	0.942	0.063	1.065
	非正規就労	-0.009	0.991	1.148+	3.150
	(不就労)	(基準)		(基準)	

健康状態（本人）		0.331	1.393	-0.261	0.770
健康状態（家族）		0.552+	1.737	-0.487	0.614
(定数)		1.610	5.003	0.951	2.588
注***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10					

(3)食生活に関する分析

食費は、消費の社会的強制論の中では、相対的に圧迫されていると想定されている。以下では生計簿と家計簿に分けて見ていこう。

「規則正しく食事をとる」「新鮮な食材を使う」の両項目は生計簿・家計簿ともそれほど大きな違いはない。この調査の範囲では、低所得者・被保護者とも、きちんと食事にありつけているか否かについてはさほどの差がないことが分かる。

しかし、食事の内実／質において差が存在する。「栄養バランスに配慮する」は生計簿のほうが6%程度高く、「献立の種類を増やす」は10%程度高い。「外食の頻度」においてよくある／ときどきあると答えたものの割合は生計簿の方が20%以上高い。被保護世帯は相対的に外食に行く頻度が低く、献立も（恐らく質素な）決まりきったものになりがちである。

家計簿の中では、「外食の頻度」（66%程度）と「献立の種類」（7割程度）において、母子世帯がほかの類型に比べて高い。

表6 食生活に関する分析

	生計簿					家計簿				
	外食	規則正しく	新鮮な食	栄養バラ	献立の種	外食***	規則正しく	新鮮な	栄養バ	献立の
		材	ラ	類			食	ランス	種類***	
高齢者	75.0%	88.3%	88.8%	82.5%	61.6%	41.8%	86.8%	84.1%	80.7%	42.0%
母子	75.0%	89.9%	91.1%	78.8%	65.8%	66.3%	85.6%	89.6%	81.4%	69.8%
障害・傷病	52.9%	100.0%	94.1%	87.5%	68.8%	47.5%	87.2%	81.7%	70.9%	57.9%
その他	73.6%	88.9%	88.7%	84.6%	63.8%	51.0%	72.5%	85.4%	75.0%	54.2%
全体	73.6%	89.1%	89.1%	83.5%	63.6%	49.5%	85.1%	84.7%	77.4%	53.9%

注***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10
外食は、「よくある」「ときどきある」の比率。その他は「はい」の比率。

そこで、家計簿（被保護世帯）について、「外食」と「献立の種類」についてロジスティック回帰分析を行ってみよう。「外食」について見ると、「よくある」「ときどきある」のオッズ比は、世帯主が30代の場合、70代にくらべて4.520倍となる。これに対して「献立の種類」のオッズ比を見ると、（いずれも有意水準は10%水準であるが）持ち家に比べて公営住宅居住者は0.331倍、賃貸住宅居住者は0.333倍であり、1級地-1に比べて3級地-1（地方の小規模な市等）が0.433倍、回答者本人が健康な場合、0.568倍となる。解釈が難しいが、食事の「質」に関しては、母子世帯であるがゆえにほかの世帯類型に比べて特色がある、というよりは、さまざまな要因が重なった結果であるということになるのだろう。

表7 外食・献立の種類に関するロジスティック回帰分析（家計簿）

	外食（よくある／ときどきある=1）に関する	献立の種類を増やす（はい=1）に関する
--	-----------------------	---------------------

		るロジスティック回帰分析		るロジスティック回帰分析	
		家計簿世帯		家計簿世帯	
		回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
世帯類型	高齢者	-0.720	0.487	-0.660	0.517
	母子	0.282	1.326	0.285	1.329
	障害・傷病	0.003	1.003	0.230	1.259
	(その他)	(基準)		(基準)	
世帯人員	1人以上の連続値	-0.002	0.998	-0.070	0.933
性別	(男=1)	0.373	1.452	-0.400	0.670
職地	(1-1)	(基準)		(基準)	
	1-2	0.044	1.045	-0.619	0.538
	2-1	-0.452	0.636	-0.280	0.756
	2-2	0.142	1.153	-0.760	0.468
	3-1	-0.541	0.582	0.836+	0.433
	3-2	-0.588	0.556	-0.397	0.673
居住形態	(持ち家)	(基準)		(基準)	
	公営住宅	0.420	1.522	-1.106+	0.331
	賃貸住宅	0.450	1.568	-1.098+	0.333
世帯主の年齢	20代	0.789	2.201	-0.384	0.681
	30代	1.508*	4.520	0.448	1.565
	40代	0.394	1.483	0.367	1.443
	50代	0.041	1.042	0.075	1.078
	60代	-0.026	0.974	-0.190	0.827
	(70代以上)	(基準)		(基準)	
就労形態	正規就労	-0.197	0.821	0.103	1.109
	非正規就労	-0.084	0.920	0.284	1.329
	(不就労)	(基準)		(基準)	
健康状態(本人)		0.214	1.238	-0.566+	0.568
健康状態(家族)		0.011	1.011	0.090	1.094
(定数)		-0.623	0.536	2.216	9.167

注***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10

(4)泊まりがけの旅行に関する分析

年1回以上旅行をする者の比率は、生計簿（65.3%）と家計簿（21.3%）との間で大きな差がある。ただし、生計簿、家計簿それぞれの中でも世帯類型ごとに比率に大きな差がある。生計簿の場合、障害・傷病世帯が低く（35.3%）、家計簿ではその他が特に低い（9.6%）。

表8 旅行に関するクロス表		
	生計簿	家計簿
	旅行*	旅行***
高齢者	62.7%	22.8%
母子	59.3%	34.3%

障害・傷病	35.3%	14.3%
その他	68.4%	9.6%
全体	65.3%	21.3%
注***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10		
上記は、「年1回以上」の比率。		

そこで生計簿、家計簿ごとにロジスティック回帰分析を行うことにする。生計簿の場合、1級地-1に比べたときに、1級地-2、2級地-1、3級地-1はいずれも年1回以上旅行に出かけるオッズ比が1を下回っており、旅行は大都市居住者が積極的に行う傾向にあることが分かる。また、女性が世帯主の場合に対する男性が世帯主である場合のオッズ比は2.454倍、家族が健康な場合のオッズ比は1.916倍となっている。持ち家居住者に対して公営住宅居住者は0.472倍、賃貸住宅居住者は0.415倍となっており、家賃負担が旅行費用捻出の障害になっている可能性があることをうかがわせる。さらに世帯人員が一人増えるごとにオッズ比が1.195倍となる。

家計簿の場合、生計簿の場合と同様に1級地-1と比べたときの2級地-1、3級地-2のオッズ比は1を下回っている。また、世帯主が70代である場合と比べたときに、30代（7.941倍）、40代（8.264倍）とオッズ比が高い。その一方でその他の世帯と比べたときに高齢者世帯のオッズ比は5.899倍となっている。

低所得者・被保護者との間で、旅行は大都会の居住者において広く行われる習慣であるという点は共通である。また、被保護世帯でも世帯主が若い世帯では旅行に出かける世帯が相対的に多い。もっとも、それは贅沢を意味するとは限らない。泊まりがけの旅行といつても、海外旅行のようなものというよりは、比較的近在の観光地に出かけたり、別居の家族・親戚（実家等）に出かけるような場合がほとんどであろう。にも関わらず、そもそも旅行に出かける比率は低所得者・被保護者との間で大きく差があること自体が問われなければならないといえる。

表9 旅行（年1回以上=1、ほとんど行かない=0）に関するロジスティック回帰分析					
世帯類型	高齢者	生計簿世帯	オッズ比	家計簿世帯	オッズ比
		回帰係数		回帰係数	
世帯類型	高齢者	0.015	1.015	1.775+	5.899
	母子	-0.002	0.998	0.939	2.558
	障害・傷病	-0.135	0.874	0.723	2.061
	(その他)	(基準)		(基準)	
世帯人員	1人以上の連続値	0.178+	1.195	-0.016	0.985
性別	(男=1)	0.898**	2.454	-0.270	0.763
級地	(1-1)	(基準)		(基準)	
	1-2	-0.677**	0.508	-0.463	0.630
	2-1	-0.605*	0.546	-0.930+	0.395
	2-2	-0.620	0.538	-1.211	0.298
	3-1	-1.543***	0.214	-0.635	0.530
	3-2	度数なし	度数なし	-1.580*	0.206
居住形態	(持ち家)	(基準)		(基準)	
	公営住宅	-0.751**	0.472	-0.507	0.602
	賃貸住宅	-0.879**	0.415	-0.244	0.783

世帯主の年齢	20代	0.967	2.630	0.231	1.259
	30代	0.328	1.388	2.072*	7.941
	40代	0.284	1.328	2.112*	8.264
	50代	0.153	1.165	1.484	4.410
	60代	-0.065	0.937	0.019	1.019
	(70代以上)	(基準)		(基準)	
就労形態	正規就労	-0.286	0.751	0.322	1.380
	非正規就労	0.095	1.099	0.544	1.723
	(不就労)	(基準)		(基準)	
健康状態（本人）		0.948	2.580	0.127	1.136
健康状態（家族）		0.650*	1.916	0.389	1.476
(定数)		-1.073	0.342	-3.020*	0.49

注***: p<.001. **: p<.01. *: p<.05. +: p<.10

(5)耐久消費財等の保有と人々とのつながり・情報収集

既に述べたとおり、原則として被保護世帯には自動車の保有が認められていない。その他の耐久消費財等は、「当該地域の一般世帯との均衡を失すことにならない」という保有基準（具体的には保有率70%程度が目安である）を満たしている限りにおいて保有が認められている。

そこで、生計簿（低所得世帯）と家計簿（被保護世帯）との間で、保有率を比較してみる（家計簿には、自動車に関する質問項目自体が設けられていない）

以下を見ると、十分に普及しており、保有率に大きな差がない項目（電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、電話機、カラーテレビ等）がある一方で、大きな差がついている項目（電子レンジ、ルームエアコン、携帯電話、パソコン等）もある。後者は、自動車やローン付きの住宅と違って、明示的に禁止されていないが、現実問題としては行政的な基準によって保有が認められていないか、認められていたとしても保有には至っていない、ということになるだろう。もっとも、このことは他人との接触や情報の入手（その中にはいわゆる「自立」につながるものもありえるだろう）にとっての障害となりえるものである。

表10 耐久消費財の保有率

	生計簿	家計簿
湯沸器	83.0%	64.9%
電子レンジ	91.9%	69.5%
電気冷蔵庫	99.6%	99.0%
電気掃除機	99.4%	91.5%
電気洗濯機	98.2%	90.0%
ルームエアコン	78.0%	46.3%
電気ごたつ	65.6%	56.8%
ダイニングセット	62.5%	24.9%
食器戸棚	95.7%	87.3%
自動車	55.8%	-
電話機	96.6%	89.6%
携帯電話（PHSを含む）	63.8%	20.5%
カラーテレビ	99.1%	97.1%

ビデオカセットレコーダー	80.4%	43.2%
ステレオセット	50.4%	11.6%
ラジカセ	77.7%	52.3%
パソコン	41.8%	4.6%

このうち、携帯電話やパソコンは、今日ではインターネットとの接続において重要な手段である（ただし、2001年時点の調査であるため、携帯電話からのインターネット接続が現在ほど一般的ではないことに注意が必要である）。これらの保有率が低いことが、インターネットの利用率の違い—低所得世帯（31.8%）と被保護世帯（4.4%）—を生んでいることがうかがえる。以下でより詳しく見てみることにしよう。

生計簿では、70代以上に比べて、50代以下の利用に関するオッズ比が5～6倍となっている。また、1級地-1に比べて、ほかの級地ではオッズ比が0.5を下回っている。さらに、男性が世帯主の場合、女性が世帯主の場合に比べて2.052倍のオッズ比である。持ち家居住者に比べて、公営住宅居住者・賃貸住宅居住者の場合、いずれもオッズ比が0.5を下回っている。このように、若年であること、都市に居住していることなど、利用を促進する要因が容易に見いだせるのである。

これに対して家計簿では、世帯主が健康であること（オッズ比が17.782倍）などを除けば、特別の規定要因が見いだせない。全体的に利用が低調である。

既に述べたとおり、保護世帯において、ある財の保有を認めるか否かの基準は、同一地域において7割の普及率があるか否かである。しかし、既に見たとおり、低所得者世帯ですら7割以上の世帯が保有している財であっても、保護世帯の場合、普及率がそれをはるかに下回ることが多い。「7割」という保有基準は、それを超えていれば保護することを拒否しない、という基準であり、被保護世帯に対して給付する基準ではないのである。インターネットに見られるように、生活保護を受けることは、結果的に一般人と全く違う生活を送ることにつながっているように思われる。言い換えれば、社会保障が排除をもたらす状況である。

表11 インターネット（利用=1、利用しない=0）に関するロジスティック回帰分析

		生計簿世帯		家計簿世帯	
	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	
世帯類型	高齢者	-0.589	0.555	16.276	1.171E7
	母子	-0.259	0.772	18.402	9.812E7
	障害・傷病	-0.074	0.928	20.411	7.321E8
	(その他)	(基準)		(基準)	
世帯人員	1人以上の連続値	-0.063	0.939	-0.016	0.985
性別	(男=1)	0.719*	2.052	0.399	1.490
級地	(1-1)	(基準)		(基準)	
	1-2	-0.680*	0.507	-1.194	0.303
	2-1	-0.746*	0.474	-0.835	0.434
	2-2	-1.588+	0.204	-0.753	0.471
	3-1	-1.655***	0.191	-19.398	0.000
	3-2	度数なし	度数なし	-0.697	0.498
居住形態	(持ち家)	(基準)		(基準)	
	公営住宅	-0.727**	0.484	0.095	1.100
	賃貸住宅	-0.696**	0.499	-0.229	0.796

世帯主の年齢	20代	1.635*	5.129	1.103	3.013
	30代	1.728*	5.631	1.042	2.836
	40代	1.919**	6.817	0.707	2.028
	50代	1.700*	5.475	-2.640	0.071
	60代	0.493	1.638	-20.483	0.000
	(70代以上)	(基準)		(基準)	
就労形態	正規就労	0.455	1.576	-1.394+	0.248
	非正規就労	0.368	1.445	0.702	2.018
	(不就労)	(基準)		(基準)	
健康状態(本人)		0.434	1.544	2.878*	17.782
健康状態(家族)		0.312	1.366	-1.693	0.184
(定数)		-2.576	0.76	-21.004	0.000

注***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10

(6)別居の家族・親族の存在

以上は消費生活(耐久消費財の保有等)と社会とのつながりについて考察したものだが、ここでは、家族・親族とのつながりについて比較検討する。生活保護の受給にあたっては本人の稼働能力や資産、他法他施策の活用はもとより、親族による私的扶養が優先されなければならない、と規定されている(保護の補足性)。

低所得世帯(生計簿)の場合、保護世帯は、親しい別居の家族・親族がいる世帯は9割を超えるが(92.8%)、被保護世帯は7割程度(72.0%)にとどまる。保護の補足性は、しばしば日本的な「後進性」の象徴として語られるが、親しく、いざというときに頼りになる家族・親族がないからこそ保護の対象になるとを考えると、何も不思議もないことである。

表12 別居の家族・親族の存在		
	生計簿	家計簿
	別居の家族・親族の存在+	別居の家族・親族の存在 ***
高齢者	95.8%	22.8%
母子	96.3%	34.3%
障害・傷病	82.4%	14.3%
その他	91.5%	9.6%
全体	92.8%	21.3%

注***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10
上記は、「年1回以上」の比率。

ロジスティック回帰分析を行うと、生計簿の場合、障害者世帯の場合、別居の家族・親族がいるオッズ比は0.182倍である。また、同居の家族が健康な場合、別居の家族・親族がいるオッズ比は2.549倍である、というように健康との関係が深い。ただし、説明変数と非説明変数が逆で、頼れる家族・親族がいるからこそ(いないからこそ)健康である(健康を害する)、という考え方もある。

これに対して家計簿の場合、世帯人員が多いこと、高齢者世帯であること、地方小都市であることが、別居の家族・親族がいるオッズ比を高めることになる。

表 13 親しい別居の家族・親族の存在（いる=1、いない=0）に関するロジスティック回帰分析					
		生計簿世帯		家計簿世帯	
		回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
世帯類型	高齢者	-0.186	0.830	1.033+	2.808
	母子	-0.233	0.792	0.647	1.909
	障害・傷病	-1.701*	0.182	0.630	1.877
	(その他)	(基準)		(基準)	
世帯人員	1人以上の連続値	0.236	1.266	0.584*	1.793
性別	(男=1)	0.809+	2.246	0.213	1.237
級地	(1-1)	(基準)		(基準)	
	1-2	-0.632	0.133	0.227	1.255
	2-1	-0.091	0.870	0.023	1.024
	2-2	18.154	0.999	-1.054+	1.591
	3-1	-0.238	0.679	1.363*	0.982
	3-2	度数なし	度数なし	0.350	1.230
居住形態	(持ち家)	(基準)		(基準)	
	公営住宅	-0.242	0.575	-0.351	0.704
	賃貸住宅	-0.152	0.749	-0.985	0.373
世帯主の年齢	20代	18.516	1.100E8	-0.784	0.457
	30代	-0.417	0.659	0.159	1.173
	40代	-0.116	0.890	0.465	1.591
	50代	-0.140	0.869	-0.018	0.982
	60代	0.141	1.151	0.207	1.230
	(70代以上)	(基準)		(基準)	
就労形態	正規就労	-0.881	0.415	-0.043	0.958
	非正規就労	-0.539	0.583	-0.149	0.861
	(不就労)	(基準)		(基準)	
健康状態(本人)		0.251	1.285	0.541	1.718
健康状態(家族)		0.936+	2.549	-0.116	0.890
(定数)		1.563	4.775	-0.769	0.463

注***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10

5. 暫定的な結論

4における分析はきわめて初步的なものである。しかし、この範囲においても、生活保護の受給者が低所得層とは質的に異なった生活を営んでいる可能性が高いことはある程度明らかになったように思われる。一方で、低所得層の生活も、借金家計などの問題を抱えている事例が多い。本稿を終えるにあたって、まとめとして以下のことを指摘したい。すなわち、社会生活における質的な断絶を生まないよう、社会政策は制度設計されなければならない。生活保護の受給者は、自家用車の保有は禁じられている。また、パソコンの保有率も低所得層と比べて相当低い。問題は、それらのことによって

社会との接点・人々とのつながりが失われかねないことである。保有基準という形で消費を禁ずる取扱いは、より柔軟に改める必要がある。また、少なくとも低所得層との間で財の保有率において極端な格差が生じないよう、底上げをすることも検討に値する。

2001年度全国(家計調査)	全世帯(2人以上)		勤労者世帯(2人以上)				以外の世帯(2人)	
	実数	%	実数	%	%	%	実数	%
世帯数分布(抽出率調整)	10,000		5,744				4,256	
集計世帯数	7,910		4,548				3,362	
世帯人員(人)	3.27		3.52				2.95	
18歳未満人員(人)	0.70		0.97				0.34	
65歳以上人員(人)	0.57		0.24				1.01	
うち無職者人員(人)	0.44		0.18				0.80	
有業人員(人)	1.49		1.68				1.25	
世帯主の配偶者のうち女の有業率(%)	36.3		38.4				33.4	
世帯主の年齢(歳)	53.7		46.5				63.4	
支出総額(A)	...	1,039,959					...	
支出総額(B)		593,871	100.0					
実支出	...	421,008	70.9	100.0			...	
消費支出	306,268	100.0	333,716	56.2	79.3	100.0	269,252	100.0
I 個人の再生産費目	74,435	24.3	75,442	12.7	17.9	22.6	73,080	27.1
食料(外食を除く)	59,616	19.5	59,428	10.0	14.1	17.8	59,870	22.2
被服及び履物	14,819	4.8	16,014	2.7	3.8	4.8	13,210	4.9
II 社会的強要費目	142,050	46.4	158,375	26.7	37.6	47.5	120,034	44.6
グループ1合計	30,265	9.9	35,436	6.0	8.4	10.6	23,292	8.7
家具・家事用品	10,665	3.5	11,059	1.9	2.6	3.3	10,135	3.8
自動車等関係費	19,600	6.4	24,377	4.1	5.8	7.3	13,157	4.9
グループ2合計	111,785	36.5	122,939	20.7	29.2	36.8	96,742	35.9
交際費	29,390	9.6	27,629	4.7	6.6	8.3	31,766	11.8
教養娯楽	31,036	10.1	33,354	5.6	7.9	10.0	27,913	10.4
外食	11,831	3.9	14,019	2.4	3.3	4.2	8,880	3.3
諸雑費(こづかいを含む)	39,528	12.9	47,937	8.1	11.4	14.4	28,183	10.5
III 社会的固定費目	89,783	29.3	99,899	16.8	23.7	29.9	76,137	28.3
住居	19,448	6.3	21,335	3.6	5.1	6.4	16,900	6.3
家賃地代	10,870	3.5	14,369	2.4	3.4	4.3	6,148	2.3
設備修繕・維持	8,578	2.8	6,967	1.2	1.7	2.1	10,751	4.0
光熱・水道	21,353	7.0	21,083	3.6	5.0	6.3	21,717	8.1
保健医療	11,706	3.8	10,849	1.8	2.6	3.3	12,862	4.8
交通・通信(自動車等関係費を除く)	16,604	5.4	19,189	3.2	4.6	5.8	13,117	4.9
交通(自動車等関係費を除く)	6,594	2.2	7,623	1.3	1.8	2.3	5,206	1.9
通信	10,010	3.3	11,566	1.9	2.7	3.5	7,911	2.9
教育	12,262	4.0	16,681	2.8	4.0	5.0	6,301	2.3
仕送り金	8,410	2.7	10,762	1.8	2.6	3.2	5,240	1.9
非消費支出	...	87,292	14.7	20.7			...	
III'税金・社会保障負担		87,129	14.7	20.7				
勤労所得税	...	17,688	3.0	4.2			...	
その他の税	...	20,626	3.5	4.9			...	
社会保険料	...	48,815	8.2	11.6			...	
他の非消費支出	...	163	0.0	0.0			...	
実支出以外の支出	...	540,250	91.0				...	
(貯金引出額を除いた額)		176,242	29.7					
I'一括払購入借入金返済(換算払)	...	16,028	2.7				...	
II'分割払購入借入金返済(月賦払)	...	8,269	1.4				...	
III"計		40,910	6.9					
土地家屋借金返済	...	37,044	6.2				...	
他の借金返済	...	3,866	0.7				...	
III"計		475,044	80.0					
預貯金	...	417,710	70.3				...	
(貯金引出額を除いた額)		53,702	9.0					
保険掛金	...	41,305	7.0				...	
有価証券購入	...	1,685	0.3				...	
財産購入	...	13,141	2.2				...	
その他	...	1,203	0.2				...	
繰越金	...	78,700					...	
参考:預貯金引出	...	364,008					...	
参考:繰入金	...	82,080					...	

表1(家計調査2001年度)

表2(家計簿=拉保遺世帶)

被保険者 総数	全世帯 生計簿			高齢者世帯 生計簿			母子世帯 生計簿			無職・低所得世帯 生計簿			その他の世帯 生計簿		
	実数	%	%	実数	%	%	実数	%	%	実数	%	%	実数	%	%
被保険者 実数	8,676			2,073			729			184			5,590		
I. 通常当り世帯人員	2,88			1,677			2,65			2,26			3,38		
I. 通常当り有効人員	0.91			0.915			0.97			0.68			1.19		
I. 通常当り賃貸人	2.45			1.56			2.13			2.08			2.84		
I. 通常当り賃貸人		
II. 高収入者(年給)	185,001			122,151			113,060			133,022			175,376		
III. 通常当り生活扶助相当額	53,798			73,269			42,727			58,978			51,255		
IV. 通常当り生活扶助相当額	53,798			432,419			367,490			422,484			655,231		
支出総額(△)	318,177			190,686			229,922			218,583			380,244		
支出額(△)	266,448			182,879			188,937			186,061			308,859		
消費支出	227,648			100,0	171,001		89,7	93,6		100,0	177,039		67,9	83,3	100,0
雇用の再生産費目	54,516			23,9	44,136		23,1	24,1		24,0	46,730		26,4	59,782	15,7
食費(外食費<)	45,410			14,3	17,0		20,2	21,0		21,0	39,912		18,3	20,5	16,0
被服及日用品	9,106			19,0	56,679		3,0	3,1		10,277	4,5		6,1	6,809	3,1
II. 通常の再生産費目	92,640			29,1	44,7		17,7	16,33		19,0	41,9		22,3	36,678	14,7
グループ会計	19,375			6,1	7,3		6,0	6,3		6,1	11,362		4,7	10,351	4,7
家具・家事用品	7,379			2,3	2,2		7,417	3,9		4,3	6,467		2,4	6,087	2,8
自動車等交通費	11,696			3,8	5,3		4,056	2,1		2,4	6,001		2,6	4,294	2,0
グループ会計	73,165			32,1	60,160		31,6	32,9		35,2	39,894		17,4	21,1	23,7
交際費	14,660			6,4	6,4		20,599	10,8		11,3	12,0		7,489	3,3	4,0
被服	20,803			6,5	7,8		9,1	15,712		8,8	13,731		6,0	10,532	4,8
外食	8,141			2,6	3,1		3,6	3,897		2,1	6,661		2,9	3,5	3,9
III. 被保険者(こどもを含む)	29,561			9,3	11,1		13,0	16,872		9,9	19,0		11,0	25,760	16,4
IV. 社会的面接費目	80,692			26,3	30,2		35,4	56,233		29,0	32,3		11,0	35,760	17,1
住居	28,087			8,8	10,5		21,969	11,5		12,0	12,8		7,7	37,9	13,2
食費・池代	23,087			7,3	8,7		10,1	11,725		6,4	21,897		9,5	13,0	14,522
被服及日用品	4,968			1,6	1,9		2,2	10,244		5,4	411		0,2	1,107	0,6
光熱・水道	16,469			5,2	6,2		7,2	12,819		6,7	7,0		5,9	10,331	4,7
保健医療	9,000			2,8	3,4		4,0	11,674		6,1	6,8		3,7	12,037	5,6
交通通勤	14,116			4,4	6,2		6,2	8,724		4,6	6,1		6,5	14,861	6,5
交通(自動車・兩輪車・船等)	5,652			1,8	2,1		2,5	3,963		2,1	2,3		2,2	5,233	4,3
被服(自動車・兩輪車・船等)	8,534			2,7	3,2		3,7	4,761		2,5	2,8		4,3	5,172	2,4
教育	11,840			3,0	3,7		4,4	5,2		0,0	0,0		0,0	16,414	7,1
H. お送り品金	1,083			0,3	0,4		0,5	0,47		0,0	0,0		0,3	4,73	0,2
被保険支出し	38,800			12,2	14,6		11,978	6,3		6,5	20,302		8,8	10,7	18,022
III. 被保険者世帯負担	38,269			12,1	14,4		11,848	6,2		6,5	19,759		8,6	10,5	17,789
I. 通常当り生活扶助	4,656			1,5	1,7		0,9	0,0		0,0	1,280		0,7	0,3	1,639
II. 通常当り賃貸人	6,567			2,1	2,5		3,339	1,8		1,8	1,982		0,9	1,0	1,924
III. 通常当り生活扶助	27,146			8,6	10,2		8,329	4,4		4,6	16,497		7,2	7,0	15,236
IV. 通常当り生活扶助	28,431			0,1	0,2		0,1	0,1		0,1	0,1		0,1	223	0,1
被保険以外の支出	228,974			72,0	165,233		85,2	84,4		84,4	139,231		60,6	1,196	0,6
I. 被保険引受け負った額	48,363			15,2	15,2		3,556	1,8		1,8	26,231		15,8	16,127	6,9
II. 保険料	6,462			2,0	2,0		3,066	1,6		1,6	5,181		2,3	6,276	2,9
III. 債務	3,349			1,1	1,603		0,6	1,000		1,000	2,688		1,2	2,340	1,1
IV. 共済	14,164			4,3	4,3		783	0,4		0,4	3,719		1,6	8,916	4,1
O. 土地・建物等の資産	11,878			4,3	4,3		453	0,2		0,2	1,916		0,8	3,004	1,4
P. その他他の資産	2,286			0,7	0,7		330	0,2		0,2	1,925		0,8	5,912	2,7
Q. 他の借入金	208,172			65,7	166,794		87,5	131,197		71,1	166,794		67,1	139,177	63,7
R. 借入金(引受け負った額)	62,644			16,5	16,5		0,0	0,0		0,0	0,0		0,0	0,0	0,0
S. 保険金	182,189			67,3	150,688		78,0	119,633		62,0	177,039		58,1	127,007	58,1
T. 保険料	1,578			0,5		14,189	7,4		16,443	7,4		11,210	(6,1)	5,984
U. 保険金	21,221			6,7	12,276		6,4	7,376		3,2	8,576		3,9	4,313	1,1
V. 保険料	565			0,2	0,45		0,0	0,0		0,0	1,49		0,0	1,063	0,4
W. その他の賃貸人	1,023			0,3	0,3		368	0,2		0,2	201		0,1	1,723	0,7
X. 収入不確実	1,104			0,3	0,3		964	0,5		0,5	1,134		0,5	1,940	0,8
Y. 内需の必要経費	16			0,0	2		0,0	0,0		0,0	0,0		0,0	1,156	0,3
Z. 保険料	3,054			1,0	3,451		1,3	2,607		1,1	2,366		1,1	2,371	0,9
A. 約日への繰戻金	74,024			77,790	164,677		65,580	160,611		103,090	160,611		108,237	167,851	75,440
B. 約日への繰戻金	74,832			76,457	76,457		76,457	76,457		76,457	76,457		76,457	76,457	76,457

繰り戻し

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究
平成20年度 総括研究報告書

低所得世帯と被保護世帯の消費パターン

阿部 彩
国立社会保障・人口問題研究所

1. 研究の目的

本研究は、低所得世帯（所得5分位第一階級）と生活保護受給世帯（以下、被保護世帯）の消費パターンを比較するものである。本研究の目的は、以下である。まず、第一に、低所得世帯と被保護世帯には、消費パターンの違いがあるか否かを検証することである。被保護世帯は、低所得世帯に比べさまざま不利を負っている可能性がある。当然のことながら、被保護世帯の中でも障害・傷病世帯に属する世帯は、一般の低所得世帯に比べて、障害・傷病に起因する出費が多いことが推測される。これらは、医療費や医療機器費など生活保護制度において最低生活費に追加して補填される消費のみならず、たとえば、自炊することが身体的に困難であるために外食や既製品（御惣菜など）に依存することによる食費の増加、歩くことが困難であるためのタクシーレンタカーなど、生活扶助費のなかでやりくりしなければならない消費も含まれる。高齢世帯や母子世帯、その他世帯など、障害・傷病世帯のほかの世帯類型においても、同様のことが考えられる。これらは、つまり、「最低生活」として必要な経費が、被保護世帯とそうでない世帯では異なる可能性を示唆する。本稿では、低所得世帯と被保護世帯の消費パターンを比較することにより、この付随的な消費の存在を明らかにする。

第二に、現行の最低生活費の算定には、世帯員の年齢階層、世帯人数が考慮されており、また近年までは母子加算、老人加算といった特定対象者への加算が含まれていた。老人加算、母子加算は、高齢であったり、子どもがあることによって、追加的に経費が必要であるという観点から導入されていたが、老人加算は2006年より、母子加算も2007年度より段階的に廃止されている。この「追加的経費」が、一般低所得世帯において確認することが、本研究の第二の目的である。

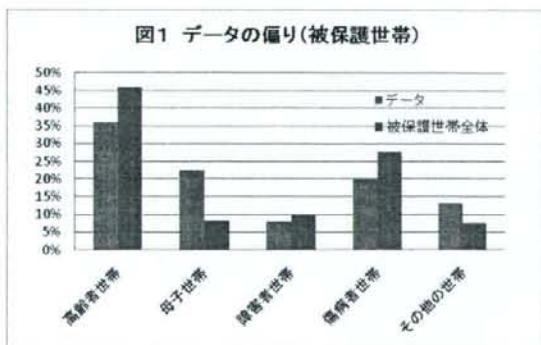
2. データ

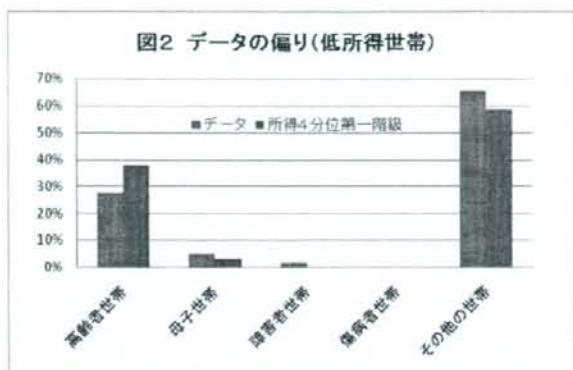
本研究で用いられるデータは、厚生労働省社会・援護局が行った平成13年度社会保障生計調査および社会生活に関する調査（生計簿=低所得世帯、家計簿=被保護世帯）である。本調査は、低所得者世帯と被保護世帯の家計簿および社会生活に関する様々な情報を調査している。本稿で用いるのは、このうち欠損値などを処理したうえでの世帯数1,833世帯（低所得世帯）と695世帯（被保護世帯）のデータである。

サンプルの世帯構成を確認すると、被保護世帯では高齢者世帯が36.1%、母子世帯が22.4%、障害者世帯8.1%、傷病者世帯20.3%、その他世帯13.1%と、実際の被保護世帯の内訳とは大きくことなっていることがわかる（表1）。平成13年度の被保護世帯の内訳は、図1の通りであるので、本調査のサンプルは高齢者世帯、傷病者世帯が少なく、母子世帯が多くサンプリングされていることとなる。低所得世帯との比較においては、低所得世帯は高齢者世帯が27.6%、母子世帯が5.0%と、被保護世帯に比べ少ないのに対し、「その他世帯」が65.7%と過半数を占めている（図1）。また、データの低所得世帯の内訳を、平成13年「国民生活基礎調査」の所得4分位の第一階級の世帯類型（高齢者世帯、母子世帯、その他の世帯。傷病者世帯の分類はなし）と比べると、高齢者世帯が少なく、母子世帯が多いことがわかる（図2）。これらのサンプルの偏りから、分析においては、世帯類型のコントロールを行うことが望ましい。

表1 世帯構成

	被保護		低所得	
	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	251	36.1%	508	27.6%
母子世帯	156	22.4%	92	5.0%
障害者世帯	56	8.1%		1.7%
傷病者世帯	141	20.3%	31	
その他の世帯	91	13.1%	1207	65.7%
	695	100.0%	1838	100.0%





3. 分析

(1) 所得の分布

まず、所得の分布について、低所得世帯と被保護世帯を比較する（図3）。図3は、それぞれの等価世帯所得の分布を示している。等価世帯所得は、世帯所得を世帯人数の平方根で除して調整した値である。世帯所得とは、被保護世帯の場合は、生活保護による生活扶助費（加算を含む）と勤労所得を足した値である。多くの場合は、これは生活保護法に定める最低生活費となるため（勤労控除などがある場合は若干異なる）、被保護世帯の所得分布は比較的に均一であり、等価世帯所得の10～13万円の周辺となっている。被保護世帯の平均所得は、181,623円、平均等価所得は131,237円であった。ただし、被保護世帯であっても、調査期間内に一時的に被保護から外れる場合（勤労所得が多い月など）や最低生活費が算出されない月（入院中の月など）もあり、それが若干の分布の広がりの要因であると考えられる。

低所得世帯は、被保護世帯に比べて、全般的に高い所得の分布となっている。平均所得は、319,950円と被保護世帯の約2倍であるが、世帯人数も多いので、等価世帯所得でみると平均は181,623円、被保護世帯の約1.4倍となる。被保護世帯に比べて、所得の分散も大きい。